

凡例

二重線：削除

強調，下線：追加

通し番号 97

HP番号

第3章 平面交差の事故と防止対策

3. 事故防止対策の立案と評価

3.2 個別の事故防止対策とその効果

・ (3) 右折専用現示(右折青矢信号)の設定

この方式でも他車線の場合、右折青矢信号にならない内に右折しているため事故が多くあるので、必ずしもこれで良いとはいえない。対向車、右折車が多い場合は、全赤で青矢信号方式にすることが望ましいと別記すること。

・ 「(4) 全赤専用現示の設定」を新たに記述する。

<対応方針：具体的な信号制御方法の解説になるため、付録-4 図 4-10 を参照とする言葉を補足する。

>

○作業の進捗状況

対応方針とおり、付録-4 の図 4-10 を参照する旨を記載する。

(記述案)

### 3.2 個別の事故防止対策とその効果

#### (3) 右折専用現示(右折青矢信号)の設定

平面交差で対向する両方向の右折について専用現示を設けた場合、右折時の側面衝突や右折車と歩行者事故の防止に効果が大きいことが判っている。

この場合、青矢信号の視認性の不足(一般にやや小さい)、判断のあいまいさ等によって、追突事故等が発生することがある。

また右折の専用現示は必ず「右折専用車線」の設置を伴っていないなければならない。なお、詳細については具体的な信号制御方法の解説となるため、付録-4 の図 4-10 を参照すると良い。